

① 権利侵害になるケース

<p>先使用権</p> 	<p>自分の実施製品について他人が特許を取得すると特許権侵害となりますが、他人の特許出願よりも前に実施していたときは、自分の実施を継続することができる場合があります。</p> <p>但し、</p> <p>他人の特許出願時に実施していたこと、当時の製品が特許の権利範囲に含まれていること、当時の製品を独自に発明したこと等を証明する必要があります。</p> <p>製品の開発過程、会議の議事録、仕様書や設計図面などを、作成日や作成者を明記した上で保管しておかないと、証明は難しいです。</p>
<p>業務上の信用と需要者の利益</p>	<p>自分の商品に、他人の登録商標と類似のものを付けると商標権侵害となりますが、購入した商品を転売する場合は、商標権の効力は及びません。</p> <p>但し、</p> <p>商標権者から仕入れた商品を小分けして詰め替え、同じ商標を付けて販売する行為は、商標権者の信用と消費者の利益を損なうことになるので侵害となります。</p> 
<p>登録されていない商標</p> 	<p>商標登録されていなければ、商標権を有する者は存在しません。</p> <p>但し、</p> <p>一般に広く知られた商標に似たものを使用して消費者を勘違いさせた場合は、不正競争となります。</p> <p>全国的に有名な商標に似たものを使用した場合も、不正競争となります。</p>
<p>著作物の私的使用</p> 	<p>著作物を個人的使用のために複製するときは、著作権者からの許諾は不要となっています。</p> <p>但し、</p> <p>SNSに投稿したり、動画配信したり、一般に販売したり等、複製以外の使用をした場合は、侵害となります。</p> <p>市販のDVD等に施されているコピーガードを解除して複製する行為は、違法となります。</p>
<p>営利を目的としない上演等</p>	<p>公表された著作物は、非営利かつ無償であれば、演劇等の上演、音楽等の演奏、映画等の上映、朗読等の口述をすることができます。</p> <p>但し、</p> <p>非営利でも、SNS投稿や動画配信など公衆送信はできません。</p> 

こちら特許部

ニッポウ
NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。
どうぞ、お気軽にお問い合わせください。

 **029-228-5622**

 info@nippo-patent.jp